農地所有適格法人としての事業等の状況(別紙)

<農地法第2条第3項第1号関係>

1-1 事業の種類

法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えるものの名称を記載。いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合は、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載。

区分		左記農業に該当	
	 生産する農畜産物 	関連事業等の内容	しない事業の内容
現在 (実績又は見込)	米、野菜	農産物の加工販売	造園業
権利取得後 (予定)	米、野菜	農産物の加工販売	造園業

法人が行う 農業関連以外の 事業をすべて記載。

1-2 売上高

1 一 2 允 上 向		
年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	10,000,000円	4,000,000 円
2年前(実績)	12,000,000円	4,300,000 円
1年前(実績)	11,000,000円	4,200,000 円
申請日の属する年 (実績又は見込み)	13,000,000円	4,200,000 円
2年目(見込み)	15,000,000円	4,200,000 円
3年目(見込み)	15,000,000円	4,200,000 円

法人の行う農業、関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、 「左記農業に該当しない事業」欄に記載。

「1年目」から「3年目」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の、許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合は空欄)、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

<農地法第2条第3項第2号関係>

- 2 構成員全ての状況
- (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社・承認組合等)

氏名又は称住所又は主		議決権の数		構造が個人の場合は以下の、ずれかの状況				の状況		
八石又は石が	住所又は主 たる事務所 の所在地 国籍等		在留資格 又は特別	株主総会	種類株主	農地等の 提塩積(m)		農業~の年間だ事日数		農作業委託
			永住者	1,000	総会	権 炒種類	面積	直近実績	見込み	の内容
那珂川太郎	那珂川市●●1-1-1 那珂川市●●1-1-2	日本		50				300	300	
那珂川花子	那週川中〇1-1-2	日本		30				300	300	

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数: 600 日

(2) 農業関係者以外の者((1)以外の者)

图 成木因亦自5//19	クロ ((エ) シ (ノ) マンロノ					
	A-Fr フルト			議決権の数		
氏名又は名称	住所又は 主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格 又は特別	株主	種類株主	
	工作 0 年 93777 -> 771 五2日		永住者	総会	総会	
那珂川 一郎	那珂川市●●1−1−3	日本		20		

	議決権	重の数	議決権の割合		
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会	
(1) 農業関係者	80		80%		
(2) 農業関係者以外の者	20		20%		
計	100		100%		

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	等 在住資格	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
	又は特別永住者		直近実績	翌事業年度 の計画	直近実績	翌事業年度 の計画		
那珂川太郎	那珂川市●●●	日本		代表取締役 取締役	300	300	150	150
那珂川花子	那珂川市●●●	川市●●● 日本		17/mp 1X	300	300	150	150

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在住資格	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
	又は特別永住者		直近実績	翌事業年度 の計画	直近実績	翌事業年度 の計画		
	上記(1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者 (原則年間 150 日以上)であって、かつ、必要な農作業に 原則年間 60 日以上従事する者がいない場合にのみ記載してくだ さい。							

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産 物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は

販売工 農業生産に必要な

資材の製造

- オ 農作業の受託
- カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
- キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合に おける当該設備による電気の供給
- (2) 農業と併せ行う林業
- (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「1-1事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、 粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜 産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名 称を記載してください。
- 3 「1-2売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売 上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄 に記載してください。
 - 「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合は空欄)「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- 4 「2(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法 第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議 決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数 を括弧書きで記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状 況を記載してください。

5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法(平成17年法律第86号)第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。

- 6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(m²)の「面積」欄には、その構成員が農地 中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 7 2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等並びに3の国籍等並びに4の国籍等の 各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください(ただし、2の住所又 は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有 する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)

国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。

なお、4については、3の理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。